

## 小型特殊自動車をお持ちの方へ 軽自動車税の申告が必要になります

小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になります(町税条例第87条)。申告をして、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。不申告の場合は、過料(10万円以下)が科せられます(町税条例第88条)。

### ○小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で「農作業用」と「その他のもの」に分類されます。

### ○その他のものとは

フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャー、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などで、最高速度が15km/h以下のものが

小型特殊自動車となります。

### ○申請に必要なもの

- ・所有者および使用者の印鑑(法人名義で登録する場合は、法人の代表者印が必要です)
- ・販売証明書または譲渡証明書(販売店または譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあるもの)

※ご不明な点は、役場税務会計課までお問い合わせください。

### ○税額【年額】

- ・農作業用 2,400円
- ・その他 5,900円

※毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

▼お問い合わせは、役場税務会計課課税係(01372-7-5292)へ。

## 通院や買い物等でご活用ください 地域交通クーポンの申請を受け付けています

町では、令和8年度分の地域交通クーポンの申請を受け付けており、手続きされた方には年間12,000円相当(100円×120枚)のクーポンを交付しています。

### ○対象者

- ①75歳以上の方  
(令和8年度中に75歳になる方も含む)
- ②65歳～74歳の単身世帯の方  
(令和8年度中に65歳～74歳になる方も含む)
- ③身体障害者手帳をお持ちの方
- ④療育手帳をお持ちの方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑥要支援認定を受けられた方

### ○利用できる事業者の車両

- ◆函館バス株式会社  
鹿部駅線222系統(しかバス)、鹿部海岸線223・

225系統、快速しかべ号211系統、99・99A系統

### ◆有限会社北海道・函館moomoo-taxi

予約型(デマンド)バス、一般タクシー

※クーポンは、乗車または降車のいずれかが鹿部町の区域内である場合のみご利用可能です。

### ○申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送していただくか、役場保健福祉課窓口で手続きをお願いします。

※申請書については、4月上旬に対象者の方宛に郵送しています。また、役場保健福祉課窓口にも申請書をご用意しています。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課福祉係(01372-7-5291)へ。